

三浦市公共下水道（東部処理区）  
運営事業

モニタリング実施計画書

令和5年3月

三浦市



## 目次

第1	総論	1
1	モニタリング実施計画の位置付けと目的	1
2	モニタリングの体制	2
3	モニタリング実施計画書の変更	3
第2	モニタリングの方法	4
1	モニタリングの概要	4
(1)	書類による確認	5
(2)	会議体による確認	5
(3)	現地における確認	6
2	運営権者によるセルフモニタリングの時期・内容・様式	6
3	市によるモニタリングの時期・内容・様式	6
4	モニタリング結果の記録	6
5	モニタリング結果等の公表	6
(1)	実施計画の公表	6
(2)	モニタリング結果の月次公表	6
(3)	モニタリング結果の年次公表	6
(4)	契約内容未達時の措置の公表	6
第3	要求水準違反時の措置	7
1	要求水準違反時の措置	7
第4	事業終了時のモニタリング	8

# 第 1 総論

## 1 モニタリング実施計画の位置付けと目的

本モニタリング実施計画は、三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業（以下「本事業」という。）の実施期間中、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき選定された運営権者が、三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）に定められた業務を確実に遂行していること、及び三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）に定められた基準等に適合していること（以下「実施契約等の履行」という。）を確認するため、モニタリング基本計画書、セルフモニタリング実施計画書の内容を踏まえ、本事業に係るモニタリング全般についての具体を定めたものである。

本モニタリング実施計画は、以下に掲げる事項等についての詳細を定めるものである。

- ① モニタリングを行う体制
- ② モニタリングの方法
- ③ モニタリングを行う時期
- ④ モニタリングの内容
- ⑤ モニタリングチェック様式

図 1.1 に、本モニタリング実施計画書、モニタリング基本計画書、セルフモニタリング実施計画書の関係についての概要を示す。

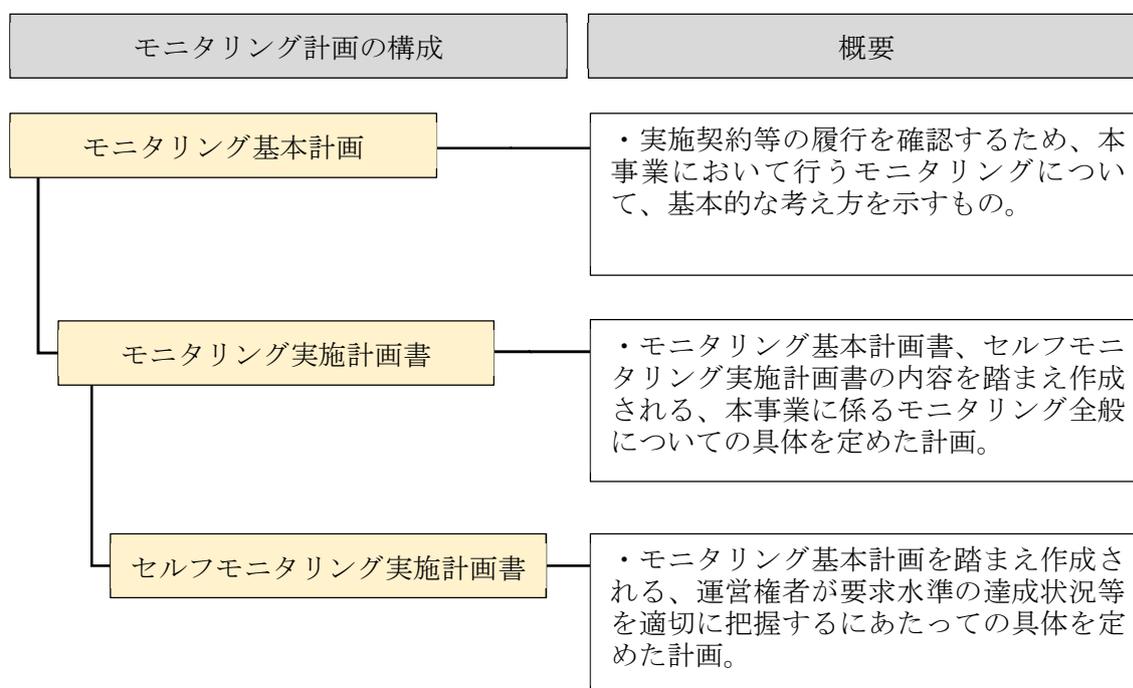


図 1.1 モニタリングに関する各種計画等の概要

## 2 モニタリングの体制

モニタリングは、以下に示す「運営権者によるセルフモニタリング」、「三浦市（以下「市」という。）によるモニタリング」で構成される。

市によるモニタリングの結果について、市と運営権者の間で紛争が発生した場合、実施契約に基づき設置された三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業協議会（以下「運営事業協議会」という。）において、当該紛争の解決方法の調整を行う。

モニタリングの体制と基本的な運用形態について図 1.2 に示す。

### ア 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、自らが事業全体に対し責任を持つものとし、モニタリングを実施する（別紙1）。なお、財務等その妥当性の検証のために専門的知見及び客観性を必要とする項目については、運営権者自らの提案により外部機関を活用したセルフモニタリングを実施することも可能とする。

### イ 市によるモニタリング

市によるモニタリングは、運営権者のセルフモニタリングの結果について、書面又は会議体による報告に対し、市又は市が指定した者を介し実施することを基本とする。実施にあたっては、市が必要と判断した場合、市は市が指定した者と共に現地の確認を行う場合がある。

### ウ 紛争の調整

市によるモニタリングの結果について紛争が発生した場合、市または運営権者の要請により、運営事業協議会を開催し、当該紛争の解決方法の調整を行う。

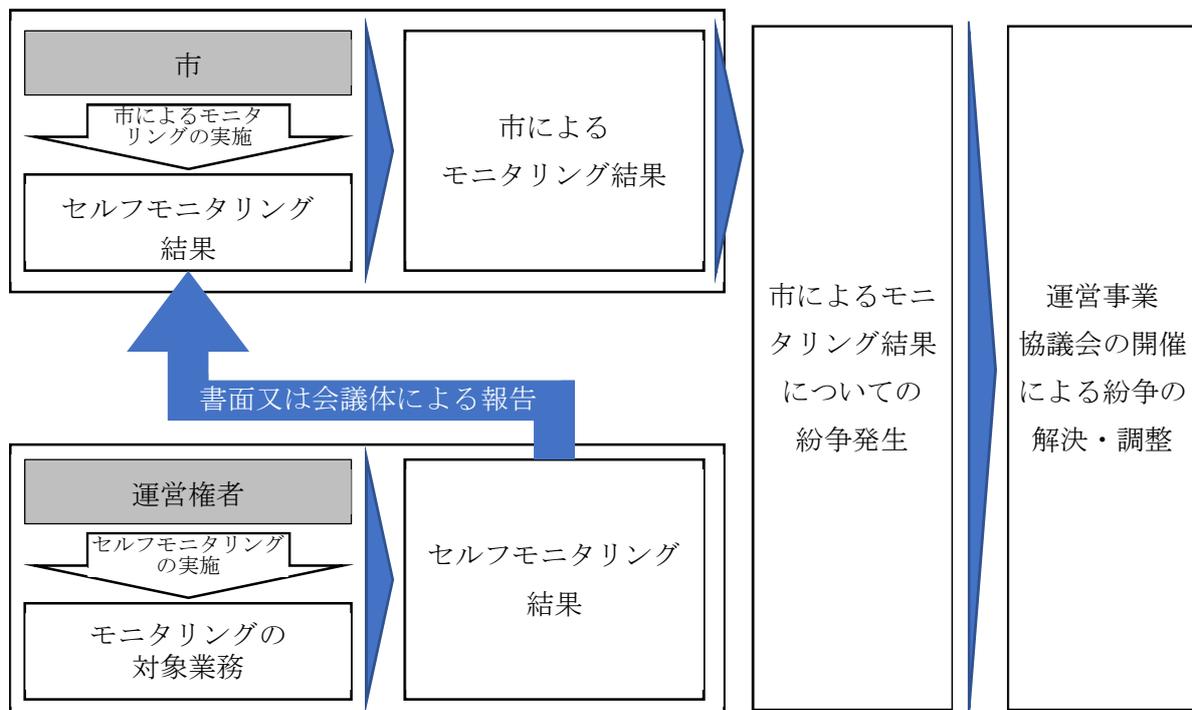


図 1.2 モニタリングの体制と基本的な運用形態

### 3 モニタリング実施計画書の変更

モニタリング実施計画書は、以下の事由により変更する場合がある。また、市は、必要に応じ本実施計画を見直すものとする。

- ① 要求水準が変更された場合
- ② セルフモニタリング実施計画書が変更された場合
- ③ その他、特に必要と認められた場合

## 第2 モニタリングの方法

### 1 モニタリングの概要

運営権者はセルフモニタリング実施計画書に基づき、セルフモニタリングを行う。市モニタリングについては、セルフモニタリング結果を踏まえ、以下の方法で実施する。

- ① 書類による確認
- ② 会議体による確認
- ③ 実地における確認

モニタリングの概要を図 2.1 に示す。

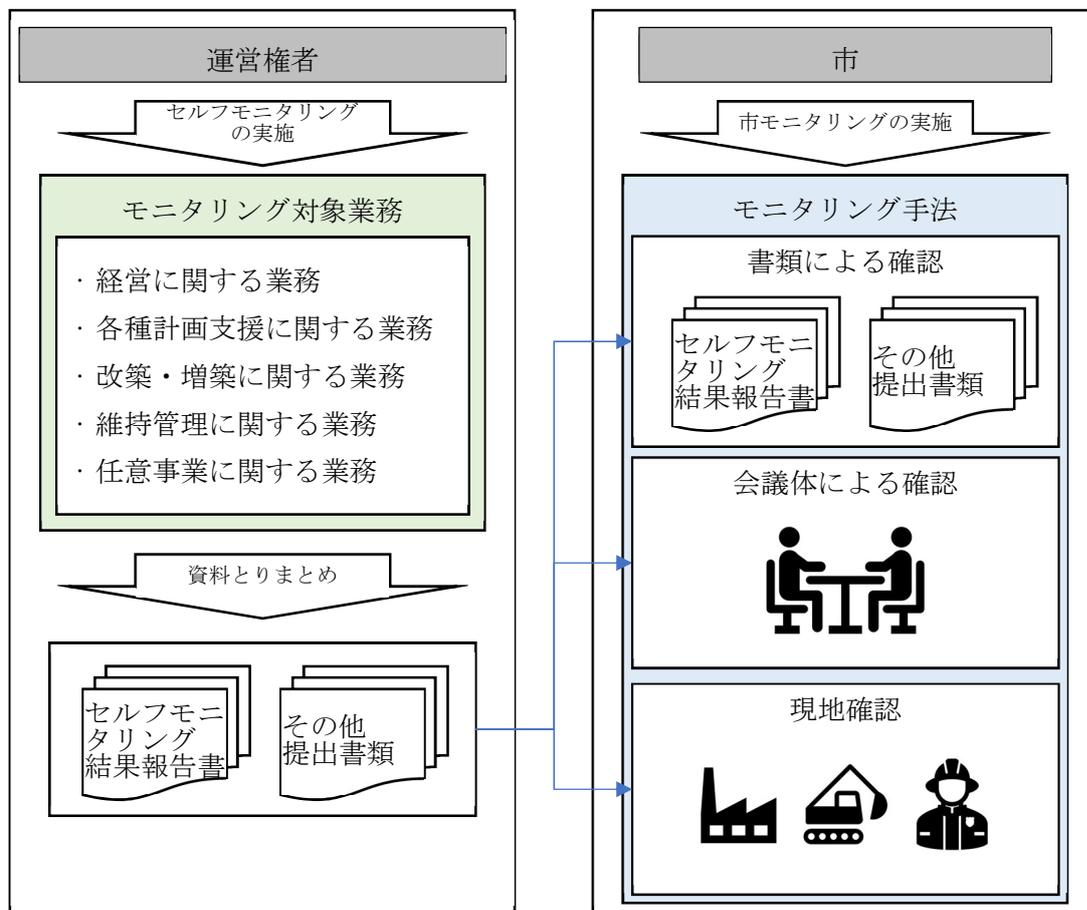


図 2.1 モニタリングの概要

## (1) 書類による確認

運営権者はセルフモニタリング結果を、セルフモニタリング結果報告書として、その他モニタリング基本計画書に定めるモニタリングに係る提出書類とあわせ市に提出する。市は、セルフモニタリング結果を踏まえ、運営権者から提出された書類を確認又は承諾することで、対象業務が契約図書に規定する内容を充足しているかモニタリングする。

なお、提出されたセルフモニタリング結果報告書のみでは判断できない場合、市は評価の根拠となる資料の提出を別途求める場合がある。

書類による確認のフローを図 2.2 に示す。

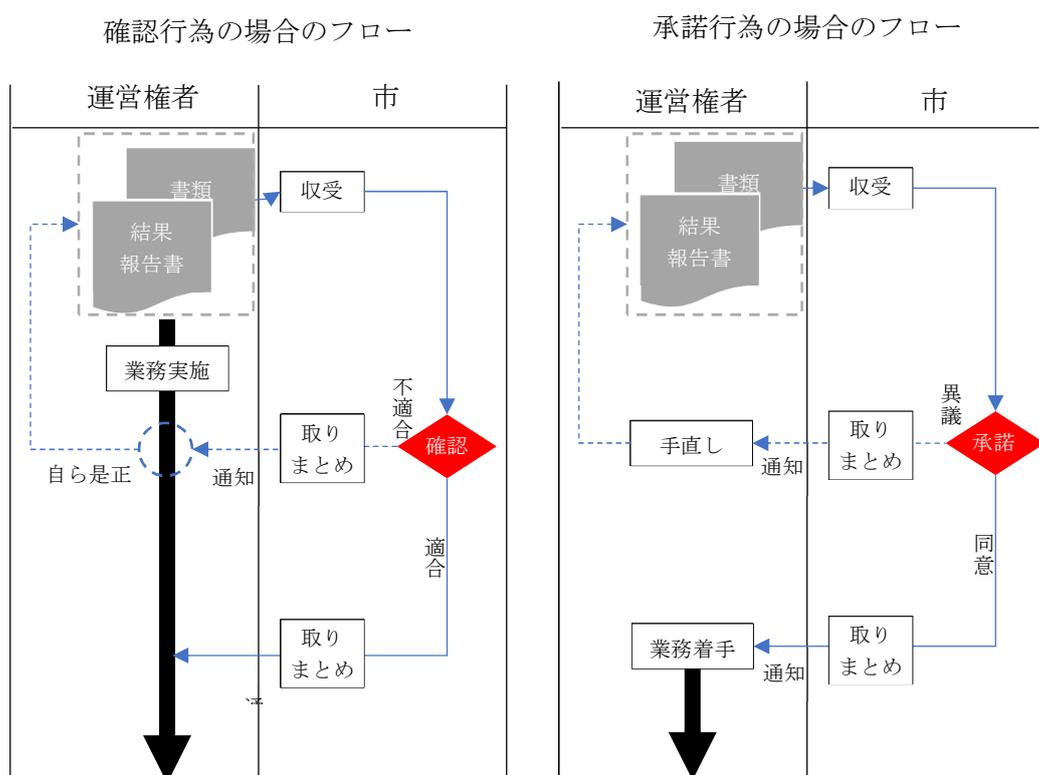


図 2.2 書類による確認フロー

## (2) 会議体による確認

市は、「書類による確認」を主体として「モニタリング基本計画書 表 2-6」にて定める会議体によりモニタリングを行うことを前提とする。ただし、市又は運営権者が必要と認める場合は、市と運営権者は、当該会議体によらず、随時、別途会議体を設けるものとする。

なお、別途市がモニタリング実施に当たり助言等をする者、運営権者が当該モニタリングに対し説明を図るに当たり必要とする者の同席について、双方合意のもと可能とする。

### (3) 現地における確認

書類及び会議体における確認の結果、市が必要と判断した場合、または運営権者が現地確認を要請した場合、市は現地における確認を行う場合がある。運営権者は市の現地における確認に必要な協力を行う。

## 2 運営権者によるセルフモニタリングの時期・内容・様式

運営権者はセルフモニタリング実施計画書に基づき、セルフモニタリングを行う。セルフモニタリングの対象、チェック項目、書類、頻度、確認者及び合否判定基準は、セルフモニタリング項目表において具体化する。運営権者は、マネジメントレビューを踏まえて半年に一度程度、セルフモニタリング項目表を検証し、必要に応じて見直しを図るとともに、セルフモニタリング項目表を事業年度単位で更新し、当該事業年度開始日の30日前までに市による確認を得る。

セルフモニタリング項目表のフォーマットを別紙2に示す。

## 3 市によるモニタリングの時期・内容・様式

市は、運営権者から提出されるセルフモニタリング項目表で具体化された内容に対して、市モニタリングの時期及び内容並びに事業年度単位の予定を定める。

市モニタリングの時期及び内容を定める様式（以下「市モニタリング項目表」という。）のフォーマットを別紙3に示す。

## 4 モニタリング結果の記録

運営権者は、セルフモニタリング結果について、セルフモニタリング実施計画書に基づき記録する。

市は、モニタリング結果について、市モニタリング項目表に記録するほか、モニタリング結果年次報告書を作成する。

## 5 モニタリング結果等の公表

市は、本事業の実施に係る透明性を確保するため、モニタリング結果等を市民に対して積極的に公表する。

### (1) 実施計画の公表

市は、本モニタリング実施計画書を、市ホームページにおいて公表する。

### (2) モニタリング結果の月次公表

市は、維持管理業務に係るモニタリング結果のうち、市が必要と認めた事項を、月次で市ホームページにおいて公表する。

### (3) モニタリング結果の年次公表

市は、市及び第三者機関が作成したモニタリング結果年次報告書を、市ホームページにおいて公表する。

### (4) 契約内容未達時の措置の公表

市は、契約内容未達時の措置のうち、是正勧告、警告及び命令について、市が必要と判断した場合には、その内容を公表する。また、市は、要求水準違反違約金の請求について、その内容を公表する。



## 第4 事業終了時のモニタリング

運営権者は、要求水準書に定めるとおり、施設機能確認報告書及び引継書を作成し、市に提出する。市は報告書の内容について確認を行う。なお、事業終了時における具体的なモニタリングの手法については、運営権者との協議により定めるものとする。

別紙 1 セルフモニタリング実施計画書

三浦市公共下水道（東部処理区）  
運営事業  
セルフモニタリング実施計画書

2023年3月31日 初版

三浦下水道コンセッション株式会社

## 目次

第1章	総論.....	1
第2章	経営に関する業務のセルフモニタリング計画.....	6
第3章	各種計画支援に関する業務のセルフモニタリング計画.....	7
第4章	改築・増築に関する業務のセルフモニタリング計画.....	8
第5章	維持管理に関する業務のセルフモニタリング計画.....	9
第6章	任意事業に関する業務のセルフモニタリング計画.....	10
第7章	是正計画等.....	11
第8章	セルフモニタリング結果の情報開示.....	13

# 第1章 総論

## 1-1 セルフモニタリングの目的

セルフモニタリングは、三浦下水道コンセッション株式会社（以下「SPC」という。）が、三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業（以下「本事業」という。）の持続可能性向上に貢献することを目的として実施する。本事業の実施期間中、三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）に定められた業務を確実に遂行していること、及び三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）に定められた基準等に適合していること（以下「実施契約等の履行」という。）、更にリスクの適正評価、業務効率・品質の向上を重要事項として、計画、実行、改善を行い、全てのステークホルダーから信頼される事業運営を実現する。

## 1-2 セルフモニタリング実施計画書の位置づけ

本セルフモニタリング実施計画書は、モニタリング基本計画書の考え方を踏まえ、以下に規定が示された事項はもとより、要求水準の達成状況等を把握するにあたっての具体を定め、作成した。

- ① セルフモニタリングを行う体制
- ② セルフモニタリングの方法
- ③ セルフモニタリングを行う時期
- ④ セルフモニタリングの内容
- ⑤ セルフモニタリングチェック様式

図 1-1 に、モニタリング基本計画書、モニタリング実施計画書、セルフモニタリング実施計画書の関係についての概要を示す。

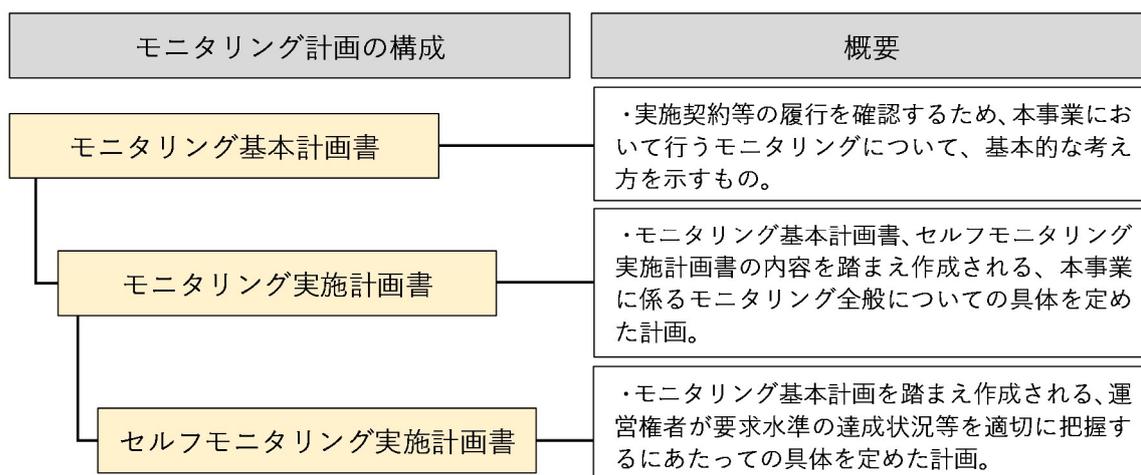


図 1-1 モニタリングに関する各種計画書等の概要

### 1-3 セルフモニタリング全体方針

セルフモニタリングに関する全体方針として、次の3点を掲げる

- ① 複層セルフモニタリング体制の構築
- ② 多角的な視点の導入
- ③ ISO55001の考え方に基づいたPDCAサイクル活用による継続的改善

#### ① 複層モニタリング体制の構築

当社が担う事業は、社会インフラに関わるものであり、安定的な事業運営のために個人でなせることは限定的である一方、個人による過失等が顕在化した際に、社会経済に大きな影響を与える可能性を有している。

そのため、セルフモニタリングは、0～3次の4階層の複層モニタリング体制を構築し、全業務について、担当者のみで自己完結させず、業務を所管する部長による「ダブルチェック」を確実に行う。

#### ② 多角的な視点の導入

当社が担う事業は、適切な財務管理、資産管理や、各種計画支援に関する業務、処理場、ポンプ場、管路施設の改築・維持管理・増築に係る企画、調整、実施に関する業務など多様な業務から構成されている。

事業遂行・改善においては、個人の専門的な知見・経験のみに依ることなく、広く多様な意見を取り入れる必要があるため、2次以上のモニタリング階層ではSPC社長に加え、SPC監査役や外部人材も含めたモニタリング評価委員会によるモニタリングを行うことで、多角的な視点によるセルフモニタリング体制を構築する。

#### ③ ISO55001の考え方に基づいたPDCAサイクル活用による継続的改善

セルフモニタリングは、業務状況の確認のみならず、業務の執行方法や成果等に対して改善をもたらすものでなくてはならない。当社においては、ISO55001(アセットマネジメントシステムの国際規格)の考え方に基づき、計画(Plan)、実行(Do)、確認(Check)、処置(Action)のサイクルを活用することで、継続的業務改善を図る。また、要求水準未達時の対応として、是正措置フローを予め整備し、実効性のある是正措置を実現できる体制を確保する。

## 1-4 セルフモニタリング体制

SPCによるセルフモニタリングは、図1-2に示すとおり、0～3次の複層的な体制を構築し、多角的な視点を取り入れた実施体制とする。



図 1-2 セルフモニタリング体制図

### ① 0次モニタリング

各部担当者、委託先事業者等が日々の業務遂行に対して、要求水準の遵守状況の確認と日常業務の進捗管理を行い、問題の顕在化を未然に防ぐとともに、業務遂行方法について考察し、改善策を検討する。

### ② 1次モニタリング

月に1度もしくは適宜、業務を所管する部長、副部長、構成員専門技術者が指揮命令下にある担当者の業務遂行状況を確認し、要求水準の着実な履行を確保する。また、部単位で業務遂行方法について協議の上、自部が所管する業務について、より良い執行体制を検討し、改善を図る。より詳細な確認が必要となった場合、下位階層のモニタリングに対し、調査依頼を実施する。

### ③ 2次モニタリング

四半期ごともしくは適宜、経営層（SPC社長、監査役、統括責任者）が、経営の立場から全社横断的な視点に立ち業務遂行状況を確認する。また、部同士の組織間連携の改善方法についての検討を行う。加えて、財務状況等と合わせ、事業計画に対する進捗状況を確認し、計画達成のための方策を検討、必要に応じて計画の見直しに関する協議・検討を行う。より詳細な確認が必要となった場合、下位階層のモニタリングに対し、調査依頼を実施する。

なお、上期・下期に実施する本階層モニタリングでは、マネジメントレビューも併せて開催することとする。

### ④ 3次モニタリング

1年に1度もしくは適宜、「モニタリング評価委員会※（外部有識者、構成員責任者、監査法人等）」が、SPCの業務遂行状況について確認、提言、指導を行う。SPC社長は、提言事項に対し、社内協議し、より良い社内体制の構築を図る。より

詳細な確認が必要となった場合、下位階層のモニタリングに対し、調査依頼を実施する。

※モニタリング評価委員会

下水道事業及び公共経営の専門家や、当社の出資企業の役職員等により構成される評価委員会。主催者はSPC社長とする。社内基準に留まらず、一社会市民としての当社の在り方を含めて、企業として社会的責任を果たしているか多角的な視点から確認する。

## 1-5 セルフモニタリング実施方法

セルフモニタリングは、以下の3つの方法により実施する。

### ① 書類での確認

修繕・更新等にかかる図書や、委託先等から提出された報告書等に関して、担当者は、業務内容に応じたチェックリストを作成し、管理項目の抜け・漏れを防ぐとともに、要求水準の遵守状況を確認する。また、上位階層のモニタリングを受ける際にチェックリストを添付することで、管理項目を二重で確認するダブルチェックを行う。

各階層のモニタリング責任者は、書類の内容確認のみならず、その書類の保管方法についても適切に管理されているか確認する。

### ② 会議体での確認

月間打合せや部長会議、マネジメントレビュー等において、業務を所管する部の部長もしくは部長が選任した者が、業務の執行状況等について報告を行う。会議の参加者は、報告者に対し詳細なヒアリングを行うことで、適切な履行を確認する。

各階層での会議体を表1-1に示す。

表 1-1 モニタリング階層ごとの会議体

階層	会議名（開催頻度）	体制 ※太字は主催者
3次	モニタリング評価委員会 (1回/年)	<b>SPC社長</b> 、外部有識者、 各構成員責任者
2次	業務改善会議(2次) (4回/年、うち2回はマネ ジメントレビューも実施)	<b>SPC社長</b> 、統括責任者、SPC 監査役、構成員専門技術者
1次	業務改善会議 (1回/月)	<b>技術部長</b> ・副部長、管理部長、 業務担当者、委託先企業等

### ③ 現地立会での確認

修繕・更新等の現場作業の際、監督する立場にある担当者は、施工管理のために現地立会を実施する。また、監督員となった担当者の監督状況の確認等のために、モニタリングを実施する部長等も現地立会を実施する。

定められたKPIに関しては、KPIの管理項目及び目標値に関する実績を月次と四半期で行う1次・2次モニタリングで監視しながら、必要に応じて関連部長にフォローアップを指示し、各報告書にその履歴を残す。

それらを3次モニタリングで協議の上、年度経営報告書にその結果と未達の場合の改善策等を含める。

## 第2章 経営に関する業務のセルフモニタリング計画

### 2-1 セルフモニタリング概要

経営状況の把握にあたっては、基本運営方針で掲げられている「収支バランスの取れた下水道事業の実施と持続可能性の向上」、「財政構造の健全化」、「財務指標に基づく健全な経営」、「流動性の高い資金調達の実現」等、適切な資金管理と財務安全性の確保が必要である。これらを踏まえて、定量的な目標値を設定することで、改善点を見える化し、セルフモニタリングの徹底により事業運営の更なる高度化につなげる。

### 2-2 セルフモニタリング確認項目、頻度、確認者等

- セルフモニタリング項目、頻度、実施方法等については、【別表1】に示す。

### 2-3 セルフモニタリング体制

- セルフモニタリングの体制は図2-1に示すとおりとする。

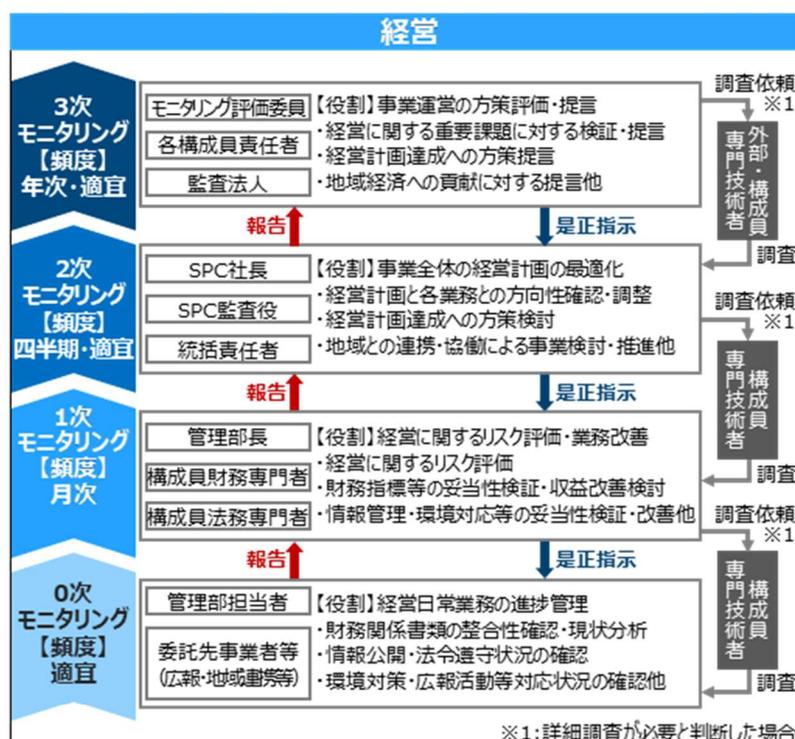


図2-1 経営のセルフモニタリング体制

## 第3章 各種計画支援に関する業務のセルフモニタリング計画

### 3-1 セルフモニタリング概要

各種計画支援業務は、下水道施設を健全に保つための施設改築計画を策定する「改築計画の見直し」、下水道事業の5～7年間の整備計画案を作成する「下水道事業計画変更案の作成」、三浦市の中長期的な汚水処理施設の整備方針を作成する「アクションプラン変更案の作成」の業務からなる。

「改築計画の見直し」においては、施設の健全性、対象施設の工事費用、施工時期の平準化が確保されているかを確認する。「下水道事業計画変更案の作成」においては、内容の妥当性を確認するとともに、下水道事業計画内容が都市計画の事業計画に反映され、「都市計画事業認可申請図書」及び必要に応じて「都市計画決定図書」が作成されていることを確認する。「アクションプラン変更案の作成」においては、東部処理区を対象に、既存の処理形態を踏まえた、処理区域の検討、改築・運営の管理方法の検討、整備構想の変更案等について検討されているか確認する。

### 3-2 セルフモニタリング確認項目、頻度、確認者等

- セルフモニタリング項目、頻度、実施方法等については、【別表2】に示す。

### 3-3 セルフモニタリング体制

- セルフモニタリングの体制は図3-1に示すとおりとする。

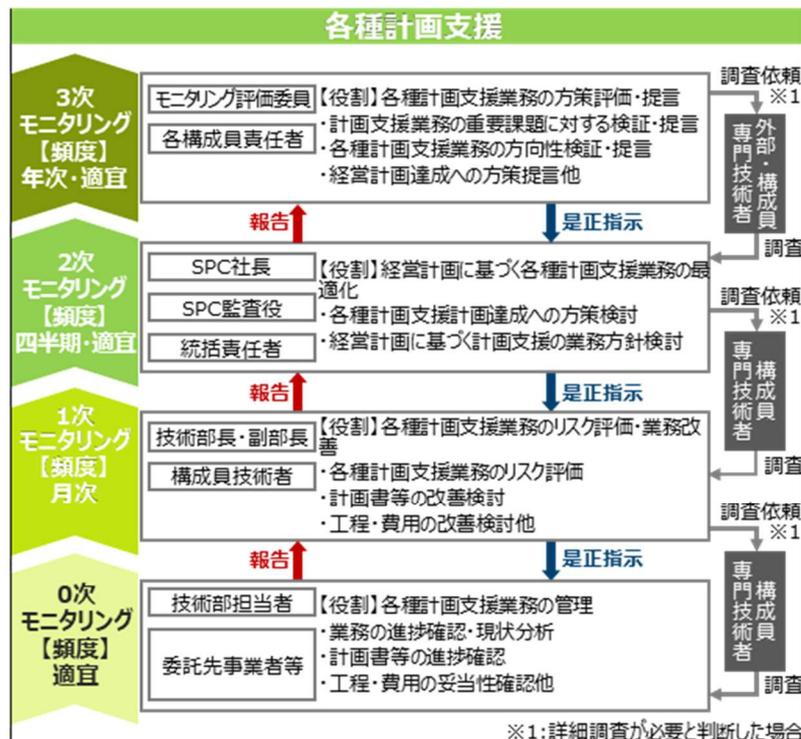


図3-1 各種計画支援のセルフモニタリング体制

## 第4章 改築・増築に関する業務のセルフモニタリング計画

### 4-1 セルフモニタリング概要

改築・増築業務は、処理場・ポンプ場における土木（防食）、建築（仕上防水）、建築付帯設備、機械設備、電気設備と管路施設における土木（躯体、防食）、機械設備、電気設備を対象とした更新工事、長寿命化工事、附設を行う「改築業務」と管路施設の延伸を行う「増築業務」から成る。改築・増築業務については、工事計画の作成とその進捗管理及び改築工事に係る設計・施工の各段階における必要書類の確認や、安全性の担保について確認を行う。

### 4-2 セルフモニタリング確認項目、頻度、確認者等

- セルフモニタリング項目、頻度、実施方法等については、【別表3】に示す。

### 4-3 セルフモニタリング体制

- セルフモニタリングの体制は図4-1に示すとおりとする。

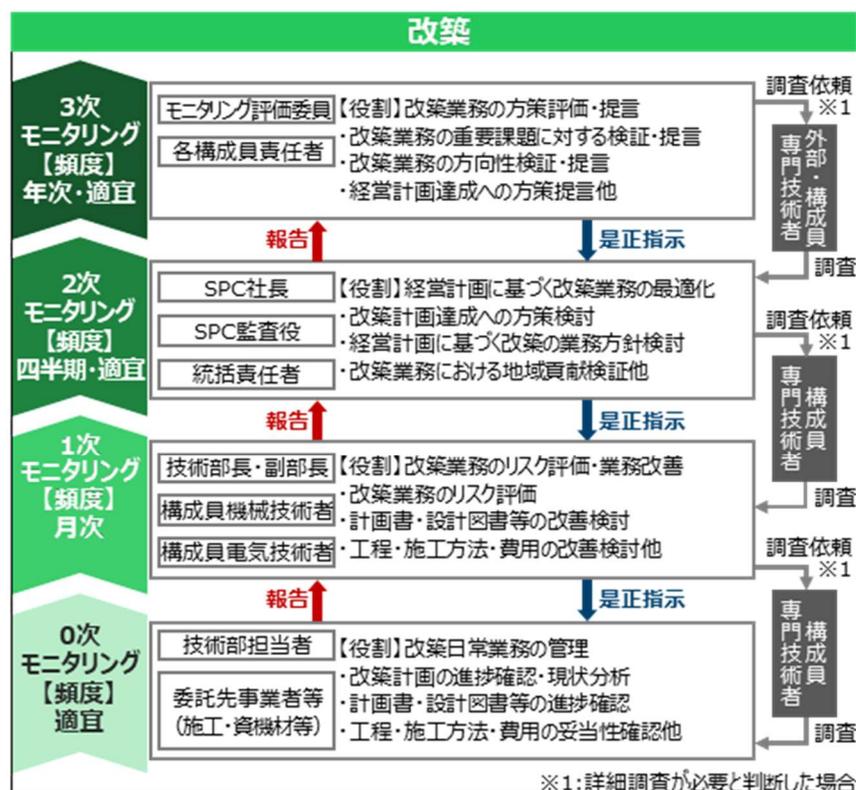


図4-1 改築・増築のセルフモニタリング体制

## 第5章 維持管理に関する業務のセルフモニタリング計画

### 5-1 セルフモニタリング概要

維持管理業務は、公共用水域の水質保全を継続的に行うため、機器の状態を把握した計画的な保守点検業務や、各機器の機能低下及び故障停止等の事故を未然に防止する修繕業務、改築時期及び範囲の特定を目的とした点検・調査業務等の「保安全管理」と、水質及び汚泥管理計画を策定の上で下水道施設を安定的に運転して、放流水質及び排出汚泥を適切な水準に確保する「運転管理」からなる。

「保安全管理」については、保守点検計画、修繕計画、点検・調査計画の策定とその実施状況ならびに基準（指標）等の達成状況について関係書類を確認する。

「運転管理」については、設定された管理水質項目の妥当性や基準値の達成状況及び妥当性、水質管理計画の策定とその実施状況、水質試験結果の基準値達成状況を確認する。

報告書、記録類等では評価が難しいものについては、必要に応じて現地確認を実施する。

### 5-2 セルフモニタリング確認項目、頻度、確認者等

- セルフモニタリング項目、頻度、実施方法等については、【別表4】に示す。

### 5-3 セルフモニタリング体制

- セルフモニタリングの体制は図5-1に示すとおりとする。

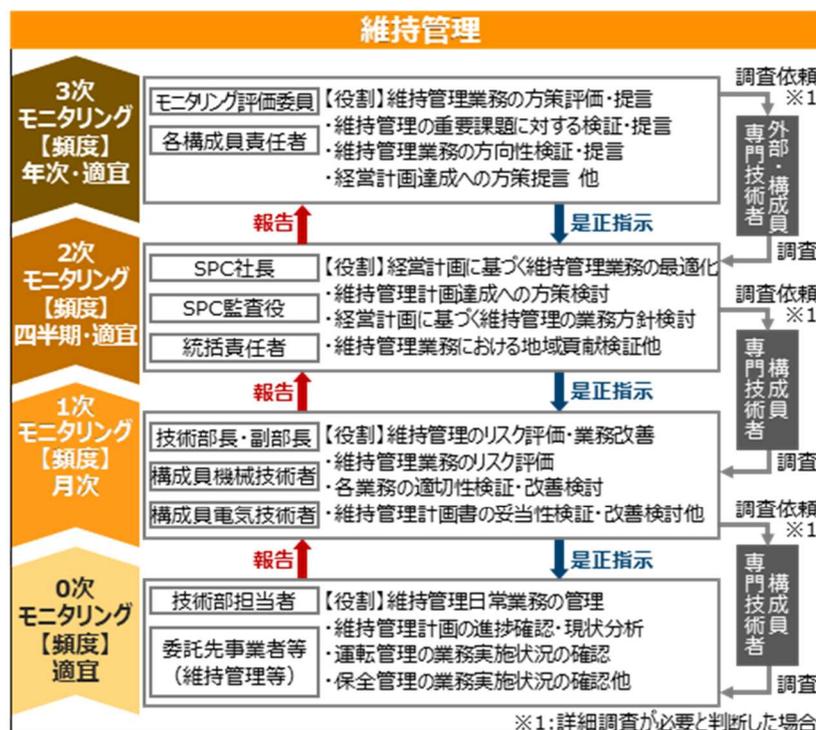


図5-1 維持管理のセルフモニタリング体制

## 第6章 任意事業に関する業務のセルフモニタリング計画

### 6-1 セルフモニタリング概要

任意事業は、事業に係る設備導入と運営の全費用を構成員より資金調達し、各社が出資比率に応じて負担する独立採算事業である。そのため、収入や要した費用は、主たる事業や附帯事業と明確に区分する。また、任意事業の実施にあたっては、関係法令の遵守を徹底するとともに、運営権設定対象施設の機能を阻害しないものとする。セルフモニタリングにおいては、契約に基づく適切な業務の履行状況及び成果物を確認する。また、契約書類の保管の適切性や、会計に必要な情報の管理状況について確認する。

### 6-2 セルフモニタリング確認項目、頻度、確認者等

- セルフモニタリング項目、頻度、実施方法等については、【別表5】に示す。

### 6-3 セルフモニタリング体制

- セルフモニタリングの体制は図6-1に示すとおりとする。



図6-1 任意事業のセルフモニタリング体制

## 第7章 是正計画等

### 7-1 是正計画

要求水準未達が明らかになった場合、当該事象を「不適合事象」として、次のとおり対応する。また対応フローを図7-1に示す。

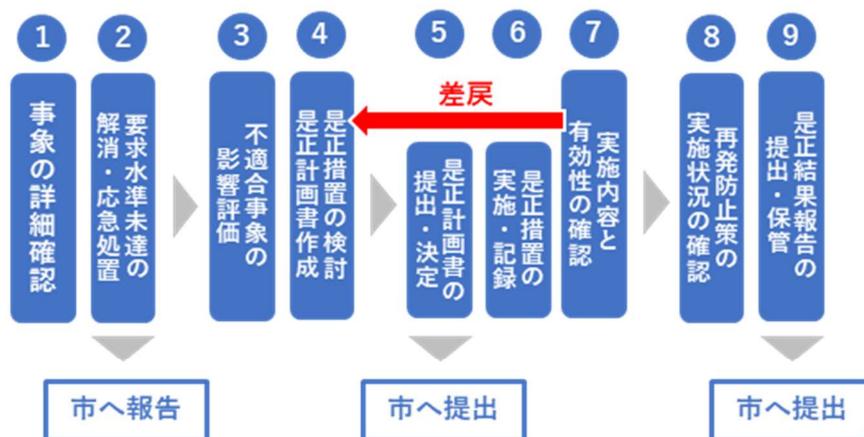


図7-1 是正措置フロー

- ① セルフモニタリングや通報等により、不適合事象が明らかになった場合、業務を所管する部長ならびに担当者は、事象の詳細な確認を実施する。
- ② 部長ならびに担当者は、ただちに要求水準未達の解消を図る。また、容易に解消できない不適合事象の場合にあっても、応急処置を行い、影響範囲の最小化を図るものとする。併せて、不適合事象の発生及び応急処置内容を市へ報告する。
- ③ 部長は、表7-1「不適合事象の影響に応じた対応基準」に基づき、不適合事象の程度（軽微な順にA、B、C）と対応方法を決定する。
- ④ 対応基準に基づき、是正措置の検討を行い「是正計画書」を作成する。なお、作成する「是正計画書」において、当該時点で想定する再発防止策を記載する。
- ⑤ 程度Aの場合は、業務を所管する部長が「是正計画書」を承認する。程度Bの場合は統括責任者、程度Cの場合はSPC社長が承認する。その後、市に提出し確認を求める。承認が得られた場合、「是正計画書」を決定し、是正措置の実施に移る。承認が得られない場合、承認が得られるまで「是正計画書」の改善を行う。
- ⑥ 決定した「是正計画書」に基づき、是正措置を実施するとともに、その実施状況を記録する。
- ⑦ 是正措置の実施後、SPC社長もしくは業務を所管する部長は、実施内容とその有効性を確認する。有効性が認められなかった場合、④に戻り改善を繰り返す。
- ⑧ 業務を所管する部長は「是正計画書」に記載した再発防止策の実施状況を確認する。

「是正計画書」の作成者は、不適合事象の内容、実施した是正措置、再発防止策等

- ① をまとめた「是正結果報告書」を作成する。「是正結果報告書」について、程度Aの場合は、部長承認のうえ、月次で集計し市に報告する。程度Bの場合は統括責任者が、また、程度Cの場合はSPC社長が承認のうえ、即時、市に報告する。

表7-1 不適合事象の影響に応じた対応基準

程度	不適合事象の影響	具体例	対応（是正措置の検討、是正計画書の作成）	市への報告
A	影響範囲が限定的であり 影響が軽微である場合	・書類等の不備 ・道路管理者等からの軽度の指摘	・部長、担当者が是正措置を協議、検討 ・是正計画書を担当者が作成 ・部長が是正計画書を承認のうえ、市に提出し確認を依頼	月次
B	市、利用者、地域住民などに一時的に影響を及ぼす場合	・安全衛生管理の不履行 ・合理的理由のない計画履行の遅延	・統括責任者、部長、担当者を参加者とする会議を開催し、是正措置の協議 ・是正計画書を部長が作成 ・統括責任者が是正計画書を承認のうえ、市に提出し確認を依頼	即時
C	市、利用者、地域住民などに重大な影響を及ぼす場合	・法令等の違反の恐れ ・処理停止に陥る事象	・SPC社長、統括責任者、部長、担当者を参加者とする会議を開催し、是正措置の協議 ・並行して株主企業等への速報連絡 ・是正計画書を統括責任者が作成 ・SPC社長が是正計画書を承認のうえ、市に提出し確認を依頼	即時

## 7-2 セルフモニタリング手法の見直し

- セルフモニタリング手法の見直しは、原則としてSPC社長を中心とするマネジメントレビューにて実施する（2回/年）。ただし、不適合事象が発生した場合は、適宜見直しを検討することとする。なお、セルフモニタリング手法見直し時は、モニタリング評価委員による3次モニタリング評価結果も踏まえることとする。
- マネジメントレビューの結果を踏まえて、各部長等による業務改善会議にて、各業務のモニタリング手法を見直す。結果は市へ報告・共有する。
- 見直したモニタリング手法は実地運用する中で、変更内容の有効性・妥当性を継続的に検証する。
- 事業環境が急激に変化しセルフモニタリング手法の変更が必要と認められた際は、臨時のモニタリング手法検討会議を開催し、実情に即した改善を行う。会議体の体制については、マネジメントレビューと同様とする。

## 第8章 セルフモニタリング結果の情報開示

### 8-1 セルフモニタリング結果の情報開示方針

三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業 モニタリング基本計画に則り、セルフモニタリングの結果を記録、保存するとともに、市に対し、セルフモニタリングの結果を記したセルフモニタリング項目表を、月次の業務報告書と合わせて提出するほか、定められた期限に各種の状況報告等を行うとともに、セルフモニタリング結果報告書を提出する。また、個別業務にかかるセルフモニタリングの詳細情報や、各業務報告書等の内部資料についても、市からの問い合わせに応じて直ちに開示するものとする。

加えて、当社が担う事業が社会的に重要であることに鑑み、市の承認を得たうえで、セルフモニタリング結果報告書について、当社ホームページ上に公開する。

報告書以外の各種情報（表8-1）も積極的に開示するほか、視覚的要素を多用したデザインを採用し（図8-1）、市民に分かりやすい情報開示を目指す。

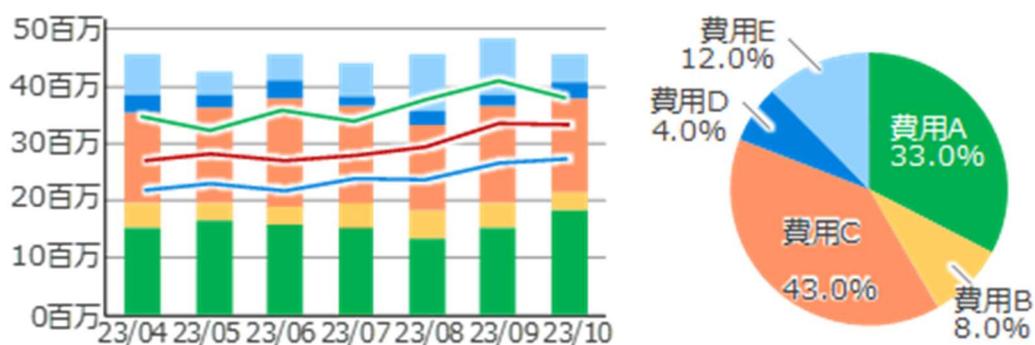


図8-1 ダッシュボード形式による情報デザイン（イメージ）

### 8-2 内容・頻度・方法

セルフモニタリング結果報告書は、次の内容を記したものとし、市の承認後、年度ごとに開示する。

- 各業務におけるセルフモニタリングの概要
- 各業務におけるセルフモニタリングの結果
- 不適合事象についての是正結果報告書

セルフモニタリング結果報告書のほか、表8-1に示す各種情報を開示することで、事業の透明性を高め、利用者や市民の皆様からの信頼醸成を目指す。

表8-1 セルフモニタリング結果報告書以外で公表する情報

項目	公開内容	頻度	方法
計画	長期経営計画書	策定/更新時	HP
	中期経営計画書	5年毎	HP
	年度経営計画書	1回/年	HP
報告	年度経営報告書	1回/年	HP
	四半期業務報告書	4回/年	HP
その他	地域貢献に関する基本方針	策定/更新時	HP
	内部統制に関する基本方針	策定/更新時	HP
	個人情報保護方針	策定/更新時	HP

※HP：SPC ホームページ





別表4 処理場・ポンプ場、管路施設の維持管理に関する業務のセルフモニタリング項目

No	対象業務	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認図書	上段：セルフモニタリングの実施頻度 / 下段：セルフモニタリングの実施方法				市へのモニタリング報告 (〇〇年度)												セルフモニタリングの実施時期					
							0次	1次	2次	3次	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	チェック1	チェック2				
1	水質管理業務	1 汚水処理に関する要求 (1)汚水処理に関する要求 標準活性汚泥法の施設である本施設を適用し、要部浄化センターの排水水質について、表4-1に示す要求水準を遵守し、施設性能を維持すること。	要求水準書	第4-1-(1)	□放流水管の要求水準の遵守 pH 6.0~8.0 BOD 15.0(mg/l)以下 COD 15.0(mg/l)以下 SS 10.0(mg/l)以下 全窒素 20.0(mg/l)以下 全リン 2(mg/l)以下 大腸菌群数 30個以下	計量証明書	適宜	月次	四半期毎	年次	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	計量証明書発行後、直ちに		
							計量証明書の確認	業務改善会議	業務改善会議(2次)	モニタリング評価委員会																		
2	水質管理業務	1 汚水処理に関する要求 (2)沈砂・し泥の排出に関する要求 沈砂・し泥の排出については同一設備が設定されており、運搬機は、当該廃棄物を排出する当時は、事前に市に排出日時を通知すること。	要求水準書	第4-1-(2)	□事前に3週間前に排出日時を通知する	通知書	発生月	発生月	四半期毎	年次																排出予定日1週間前まで		
							計量証明書の確認	業務改善会議	業務改善会議(2次)	モニタリング評価委員会																		
3	汚泥管理業務	2 汚泥処理に関する要求 (2)汚泥処理に関する要求 株式会社別法政社(株)建設、原則、当該企業に、排出先が定められること。なお、当該企業への排出先については、表4-2の要求水準を満たすこと。汚泥の運搬は、午前4時から午後5時までに、処理場の閉鎖前までの業務時間内で行うこととする。ただし、当該企業がメンテナンス等により出入り困難な場合は、(年間)1日程度の休日受入、停止は、運搬業者自ら排出先を確保し、処理すること。	要求水準書	第4-2-(2)	□市が指定する三浦地域産業ユース株式会社別法政社(株)建設、原則、当該企業に、排出先が定められること。なお、当該企業への排出先については、表4-2の要求水準を満たすこと。汚泥の運搬は、午前4時から午後5時までに、処理場の閉鎖前までの業務時間内で行うこととする。ただし、当該企業がメンテナンス等により出入り困難な場合は、(年間)1日程度の休日受入、停止は、運搬業者自ら排出先を確保し、処理すること。	契約書	適宜	月次	四半期毎	年次																事業開始15日前まで		
							計量証明書の確認	業務改善会議	業務改善会議(2次)	モニタリング評価委員会																		
4	汚泥管理業務	2 汚泥処理に関する要求 (2)汚泥処理に関する要求 市が指定する三浦地域産業ユース株式会社(株)建設、原則、当該企業に、排出先が定められること。なお、当該企業への排出先については、表4-2の要求水準を満たすこと。汚泥の運搬は、午前4時から午後5時までに、処理場の閉鎖前までの業務時間内で行うこととする。ただし、当該企業がメンテナンス等により出入り困難な場合は、(年間)1日程度の休日受入、停止は、運搬業者自ら排出先を確保し、処理すること。	要求水準書	第4-2-(2)	□当該企業への排出先については、表4-2の要求水準を満たすこと(含本年度以下) 「汚泥」の運搬は、午前4時から午後5時までに、処理場の閉鎖前までの業務時間内で行うこととする。ただし、当該企業がメンテナンス等により出入り困難な場合は、(年間)1日程度の休日受入、停止は、運搬業者自ら排出先を確保し、処理すること。	汚泥管理報告書	適宜	月次	四半期毎	年次	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	各計画開始前1週間、毎月10日まで	
							汚泥管理報告書の確認	業務改善会議	業務改善会議(2次)	モニタリング評価委員会																		
5	管路施設の維持管理業務	3 管路施設に関する要求 管路施設における適切な上下能力の確保を目的として、管路施設や管路施設に関するデータの収集・分析・評価を実施し、管路施設の性能を向上させ、管路施設の寿命を延ばすこと。また、管路施設の性能を向上させるための、点検・調査の頻度について適宜見直しを行い、効果的な維持管理及び改善の実施に努めること。	要求水準書	第4-3	□管路施設や管路施設等による漏水の発生等、直接的に市民生活に影響を与える事象が発生しない状態を確保すること。また、管路施設の性能を向上させるための、点検・調査の頻度について適宜見直しを行い、効果的な維持管理及び改善の実施に努めること。	点検・調査報告書	適宜	月次	四半期毎	年次																各計画開始前1週間、毎月10日まで		
							点検・調査報告書の確認	業務改善会議	業務改善会議(2次)	モニタリング評価委員会																		

別表5 任意事業にかかるセルフモニタリング項目

No	対象業務	要求水準等	記載書類	章節項目等	確認事項	確認図書	上段：セルフモニタリングの実施頻度 / 下段：会議体名				市へのモニタリング報告 (〇〇年度)												セルフモニタリングの実施時期					
							0次	1次	2次	3次	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	チェック1	チェック2				
1	-	-	-	-	関係法令等の遵守	□事業に必要な許認可等	任意事業開始前	月次	四半期毎	年次																		
							法令等の確認	業務改善会議	業務改善会議(2次)	モニタリング評価委員会																		
2	-	-	-	-	事業内容に関する市の承認	□市の承認記録の保管の適切性	任意事業開始前	月次	四半期毎	年次																		
							市への説明書等の作成、保管	業務改善会議	業務改善会議(2次)	モニタリング評価委員会																		
3	-	-	-	-	任意事業に関する会計処理	□区分会計の徹底(経理財務課・建設課の実施する等)	適宜	月次	四半期毎	年次																		
							証憑の適切な保管	業務改善会議	業務改善会議(2次)	モニタリング評価委員会																		
4	-	-	-	-	契約書類の管理	□契約書類の保管の適切性	適宜	月次	四半期毎	年次																		
							契約書類の作成、保管	業務改善会議	業務改善会議(2次)	モニタリング評価委員会																		
5	-	-	-	-	計画の実施実績	□計画進捗率	適宜	月次	四半期毎	年次																		
							活動実績記録の確認	業務改善会議	業務改善会議(2次)	モニタリング評価委員会																		

別紙2 セルフモニタリング項目表（フォーマット）































別紙3 市モニタリング項目表（フォーマット）



